

(お知らせ)

令和3年11月11日
防 衛 省

日米合同委員会合意について

日米合同委員会において、FAC5127鹿屋飛行場の追加財産の限定使用について合意しましたのでお知らせします。

なお、合意概要については別添のとおりです。

日米合同委員会合意事案概要

件名	FAC5127 鹿屋飛行場の追加財産の限定使用について
承認年月日	令和3年10月28日
施設・区域名称	FAC5127 鹿屋飛行場
合意対象所在地	鹿児島県鹿屋市
合意対象面積等	土地：約20,000㎡
	水域等：－
	建物：－
	工作物：エプロン、定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）
	附帯施設：－

【事案内容】

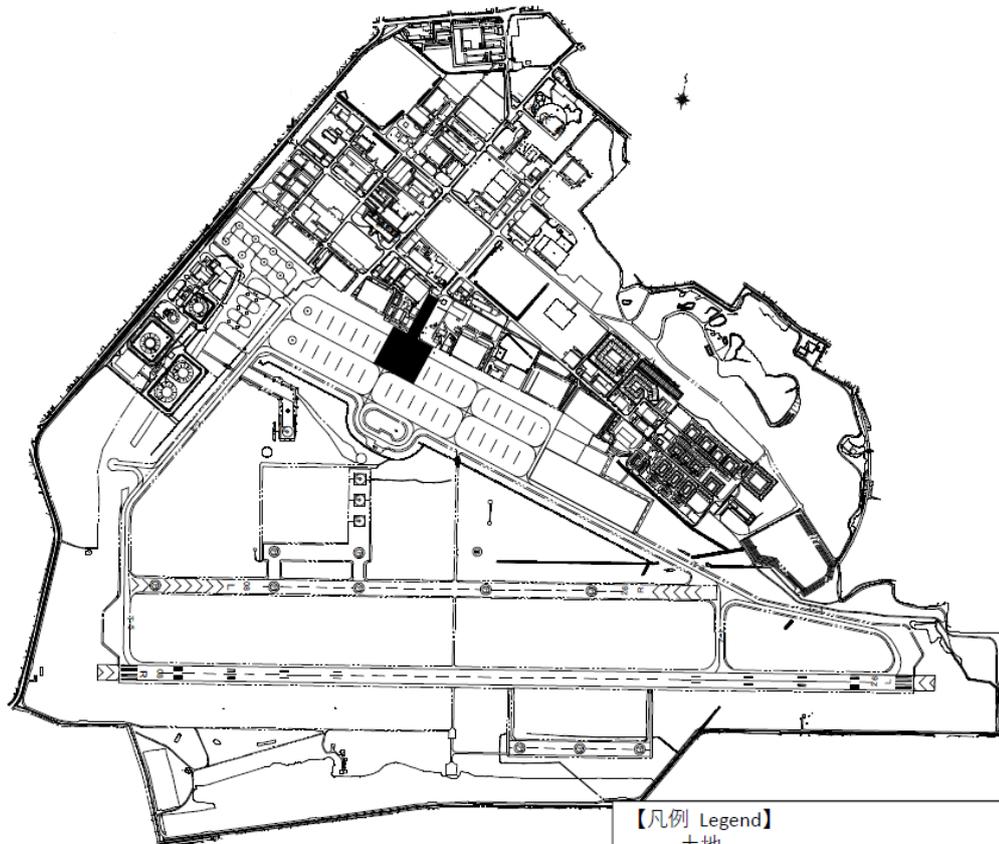
本件は、航空自衛隊、陸上自衛隊、米海軍及び米海兵隊が、自衛隊統合演習（実動演習）を実施するために、海上自衛隊鹿屋航空基地を使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

土地：約20,000㎡

工作物：エプロン、定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

※使用期間：令和3年11月24日



【凡例 Legend】

■ 土地

Land Requested for Limited Use